

「鳥取県高校生等奨学給付金」

令和2年度新入生のうち新型コロナウイルス感染症による家計急変世帯に対する一部早期給付のご案内

(返還は不要) ~申請には課税証明書等が必要です~

新型コロナウイルス感染症の影響で家計が急変し、保護者等の収入が激減した世帯を対象に、返還不要の給付金が支給される制度です。

通常申請は7月ですが、1年生の保護者の方で、令和2年4月までに家計が急変し、申請を希望される場合は、事務室に申し出てください。ただし、全額給付を受ける場合、7月に2回目の申請が必要です。

なお、令和2年7月までに家計が急変した世帯を対象とした給付金（年額給付）の募集は、7月にあります。お急ぎでない方は、その時に申請してください。

詳細については以下のとおりです。

【対象となる世帯】

次の要件すべてに該当する世帯で、一部早期給付を希望される世帯です。

- ・新型コロナウイルス感染症の影響により、保護者等の収入が「道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税」の世帯に相当すると認められる世帯（下表参照）
- ・保護者、親権者等が鳥取県内に在住
- ・就学支援金支給対象である学校（高等学校等）に在学する新1年生がいる世帯
※特別支援学校高等部生徒及び児童入所施設入所生徒は除きます。

家計急変世帯 道府県民税及び市町村民税所得割額の合算 額の見込みが非課税に相当する世帯	この表に該当しない場合は育英奨学室へご相談ください。		
	3人世帯	4人世帯	5人世帯
	2,214,286円未満	2,714,286円未満	3,214,286円未満

【給付金額】

支給対象者	支給額			
	4~6月分	7~3月分	合計	
道府県民税及び市町村民税の所得割が非課税相当となる世帯				
通信制以外かつ高等学校等専攻科以外				
第1子の高校生等がいる世帯	国公立	21,000円	63,000円	84,000円
	私立	25,875円	77,625円	103,500円
15歳（中学生を除く）以上23歳未満の 扶養されている兄弟姉妹がいる世帯で、 第2子以降の高校生等がいる世帯	国公立	32,425円	97,275円	129,700円
	私立	34,500円	103,500円	138,000円
通信制の高等学校又は高等学校等専攻科				
高校生等がいる世帯	国公立	9,125円	27,375円	36,500円
	私立	9,525円	28,575円	38,100円

【申請手続き等】

申込書等については、鳥取県教育委員会事務局 育英奨学室のホームページからダウンロード、又は事務室にお越しください。

【提出期限等】

提出期限等：令和2年6月30日（火）までに事務室へ申込書等を提出してください。

問い合わせ先：鳥取県教育委員会事務局 育英奨学室（0857-26-7541）

米子南高等学校 事務室（0859-33-1641）